

会計ビッグバンと信託銀行

鯖田 豊則(東京国際大学)

1980年代のバブル経済の時代では、株価と地価(土地の価格)が大きく値上がりし、証券業務と不動産業務の両方を手がけているのは信託銀行だけであるとして信託銀行自体の株式も買われ、また、海外の金融機関もビジネスチャンス狙いから日本国内での信託業務参入を強く求め、信託の時代とも言われた。その当時、新たな信託商品として開発されたのが、ファンドトラスト・特定金銭信託といった証券信託と、土地信託であった。その後、バブル経済の崩壊とともに、一般の都市銀行ともども、不良債権問題で、信託銀行の経営もきびしくなり、かつ、いわゆる規模のメリットを追及する装置産業たる信託銀行の巨額のシステム投資負担も重く経営にのしかかり、メガバンクの傘下入りする信託銀行があとをたたず、独自路線で生き残っている信託銀行は数少なくなってしまった。しかしながら、1990年代後半からはバランスシートスリム化を目的としたいわゆる流動化信託、さらに会計ビッグバンの一環として退職給付会計採用に対応した退職給付信託が登場し、これら4つの信託商品の取扱いが今後の信託銀行の行く末を左右するといっても過言ではない状況となった。特に、信託法・信託業法の改正で、新たな信託の担い手として、広く信託業務への参入が他業態に認められるなか、既存の信託銀行の役割見直しも必須となった。

会計ビッグバンにストレートに対応して商品化されたのは、退職給付信託だけであるが、証券信託は、その後の金融商品時価会計対応で商品性が見直された。また、土地信託は、広義の不動産信託に含められ、流動化信託のうちの、不動産流動化を目的としたものと不動産信託との関係を整理するうえでも必要な存在となった。

更に、証券信託は、信託目的が有価証券の運用そのものであり、退職給付信託は、年金資産の不足分を、たとえば持ち合い株式等含み益のある株式を抛出することで補うことを目的とするもので、いずれも証券市場に大きな影響を与える信託商品と言える。

また、土地信託と、流動化信託は前述のとおり、信託のしくみを通じて、資産の証券化・流動化を図り、いわば資金調達を可能とするもので、やはりこちらも証券市場に影響を与える信託商品である。

そこで、本稿では、これら4つの信託商品について、制度面としての商品のしくみを検討しつつ証券市場へのかかわり方を整理するとともに、会計・税務面が歴史的にどのように取り扱われるように至ったかを考察し、今後の信託銀行の経営面での、新信託商品開発へのヒントとしたい。